

令和7年第4回会津坂下町議会定例会会議録

令和7年12月4日から令和7年12月12日まで第4回定例会が町役場に招集された。

令和7年12月12日 午前10時00分

1. 応招議員（13名）

1番 高久敏明	3番 目黒克博	4番 物江政博
5番 横山智代	6番 小畑博司	7番 佐藤宗太
8番 五十嵐正康	9番 青木美貴子	10番 五十嵐一夫
11番 水野孝一	12番 酒井育子	13番 山口享
14番 赤城大地		

2. 不応招議員（1名）

2番 五十嵐孝子

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	鈴木久	書記	薄香織
書記	松本功		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町長	古川庄平	副町長	板橋正良
教育長	鈴木茂雄	総務課長	佐藤秀一
政策財務課長	長谷川裕一	生活課長	五十嵐隆裕
建設課長	古川一夫	産業課長	渡部聡
庁舎整備課長	遠藤幸喜	会計管理者	五十嵐利彦
教育課長	蓮沼英樹	子ども課長	小瀧節子
監査委員	仙波利郎		

◎開議の宣告

◎議長（赤城大地君）

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。（開会 午前10時00分）

なお、2番、五十嵐孝子君より、本日欠席の届出がありますので、ご報告いたします。

◎議長（赤城大地君）

本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程（第4号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（赤城大地君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、7番、佐藤宗太君、8番、五十嵐正康君のお二人を指名いたします。

◎議案第63号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第2、議案第63号「会津坂下町小中学校入学祝金支給条例」を議題といたします。説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。本案に対する質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。これより、議案第63号「会津坂下町小中学校入学祝金支給条例」を採決いたします。この採決は起立をもって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第64号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第3、議案第64号「会津坂下町議会議員及び会津坂下町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第64号「会津坂下町議会議員及び会津坂下町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第65号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第4、議案第65号「会津坂下町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第65号「会津坂下町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部を改正する条例」を採決いたします。
この採決は起立をもって行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長(赤城大地君)

起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第66号の質疑・討論・採決

◎議長(赤城大地君)

日程第5、議案第66号「会津坂下町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一
部を改正する条例」を議題といたします。
説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
本案に対する質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第66号「会津坂下町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第67号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第6、議案第67号「会津坂下町火入れに関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありますか。

◎6番（小畑博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畑博司君。

◎6番（小畑博司君）

本案の趣旨というか、よく分からないところがありますので質問いたします。

この件に関して、説明の中で、農村地帯において病虫害の防除なども含めて、例えば、剪定師の野焼きを燃やすこと、あるいは畦畔のカヤ等をやっぱり病虫害の発生を防ぐために燃やす場合もあるんですけど、ずっとここ最近消防署に届けても何しても駄目だというようなお話があって、なかなかできない、できないというか、状況にあるんですけど、何か説明の中ではそういう目的であれば大丈夫のような説明があったようにちょっと記憶しているんですけども、今回の条例の中身について、もう少し詳しく説明いただきたいと思います。

◎産業課長（渡部 聡君）

議長、産業課長。

◎議長（赤城大地君）

渡部産業課長。

◎産業課長（渡部 聡君）

ご説明を申し上げます。

この火入れに関しましては、まず火入れというものはどういうものかという定義につ

いて法律上に規定されているものにつきましては、造林のための土作りであるとか、あとは焼き畑、病虫害の防除を目的とした雑草や立ち木の焼却行為であるというふうに規定をされておりまして、森林または森林の周辺1キロメートル以内の範囲の中で行う行為というふうに定義をされております。

今、議員おただしの、例えば、剪定だとか、稲わら、こういったものを農業の経営の一つとしてやる場合については、分類としては野焼きに分類されるということになります。

この剪定材や稲わらの焼却については野焼きに分類されて、野焼きについては禁止されているものがございますけれども、例外的に農業上必要なものについては認められているというふうに私も聞いております。

ただ、消防署に届出をしなければならぬということで、その辺も私も認識しておりますが、ちょっと今、議員おただしの届出をしても認められないという部分については、どういった判断なのかという部分については、ちょっと消防署のほうの判断になりますので承知をしておりませんが、私の認識の中では、届出をして現在も行っている農家さんもいらっしゃいますので、届出をすれば剪定枝の焼却なり、稲わらの焼却というものについてはできるというふうに認識をしております。

◎6番（小畑博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畑博司君。

◎6番（小畑博司君）

その辺の、何というか、ちょっと微妙なところがあるのかなと思いますけど、届出はしますが、ただ届出しても許可するという事はないと。分かりましたというふうには言うけど、やっていいよとは消防署は言わないというような感じで、何か通報されたらもうおしまいだというふうな受け止めを農業に携わる人たちは思っているんじゃないかなというふうに考えているんですね。そうすると、やっぱりなかなかやる事ができない。

一般質問等でも、いろいろ熊の関係で雑草の除草とか、熊が来ないような環境をつくるためにどうするかという話がありましたけども、共用している水路周りとかは多面的とか、あるいは中山間の直接支払制度とかを活用しながらできるんですけども、柿畑、放任に近い状態になっている畑そのもの、それからその周りの畦畔等については、全く個人の土地に絡むものなので、なかなかそういう制度を使ってというのも難しい状態にある中で、せめて春先、そこの周りの草等を燃やすということは病虫害の防除にも関わるし、あるいはそういう獣害を防ぐためにも、野焼きというか、焼却するというか、そういうのも本当に必要だというふうに農家の皆さんは多分思っていると思うんです。だからそれを、そういう目的があるならばやっていいんだよ、やっていいんだよという言い方もちょっと語弊があるかもしれないんですけど、それが正しく伝わるようにぜひ広

報してほしいなというふうな思いなんですけれども、いかがでしょうか。

◎産業課長（渡部 聡君）

議長、産業課長。

◎議長（赤城大地君）

渡部産業課長。

◎産業課長（渡部 聡君）

ありがとうございます。その辺につきましても、十分農家さん、それから十分に皆さんに伝わるように、機会があればそういったことを周知してまいりたいというふうを考えております。

今、お話の中にもありました熊にも関連する部分ということで、やはりこの火入れに関しても、森林火災を予防するというのが大きな目的になっております。手続上、2ヘクタール未満であれば、町長に申請をすることによって許可はできるというふうになっておりますので、その手続を踏んでやっていただくということも可能かと思っておりますけれども、燃やさずに草刈りだけをやってもらうとか、緩衝帯として整備するということができれば立ち木の伐採等も入ってくるかと思っておりますが、そういったところについては私どもも集落の皆さんと一緒にあって、活用可能な交付金なんかを活用しながら実施をしてみたいというふうを考えております。周知についてはこれから考えてまいりたいと思っております。

◎議長（赤城大地君）

よろしいでしょうか。

ほかにごございますか。ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第67号「会津坂下町火入れに関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第68号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第7、議案第68号「会津坂下町企業誘致条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第68号「会津坂下町企業誘致条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第69号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第8、議案第69号「損害賠償の額を定めることについて」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
本案に対する質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第69号「損害賠償の額を定めることについて」を採決いたします。
この採決は起立をもって行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長(赤城大地君)

起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。
ここで暫時休議いたします。
議員のみによる全員協議会を開催いたしますので、大会議室にご参集願います。
(午前10時20分)

(休議)

◎議長(赤城大地君)

再開いたします。
(午前10時25分)

◎議案第70号の質疑・討論・採決

◎議長(赤城大地君)

日程第9、議案第70号「財産の取得について」を議題といたします。
説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
本案に対する質疑はありませんか。

◎10番(五十嵐一夫君)

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

今回提案された財産の取得、地番に枝番が付されていますけども、この地番というのはもう区画がされてこういうふうな形に形成されたのか、経過をお伺いします。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

議長、庁舎整備課長。

◎議長（赤城大地君）

遠藤庁舎整備課長。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

お答えいたします。

地番につきましては、もともとは6筆あったわけですが、逆水50番地ということで合筆をいたしまして、合筆後、50番地の1、50番地の2ということで、分筆をした地番となっております。

◎議長（赤城大地君）

よろしいでしょうか。ほかにございますか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

先ほど全員協議会の中で陳情が出ており、陳情の中身を見ますと、いわゆるまだまだ町民と色々な議論をして、いわゆる一番大事な都市計画の根幹であります、この配置というのは、そういったことを議論してくださいというようなことなんです。

今回の一般質問の中でも、高久議員が質問した中で、こんなふうに述べられていますね。最後に町民の意見をもらって進める検討委員会で、町民の言うことができる進め方とか、来年の1月頃にやるんだなんて言っていますけども、本来こういった議案を、取得に、きちんと確定した土地を取得するのであれば、もうやはり平面的な都市計画の中で街路計画とか、そういったことをいわゆる町民と話し合うのが協働のまちづくりではないか。

それで、一番関係するここは、鉄砲町とあと新町が隣接しています。そういったところの町内会とも説明会を開いて、こういうふうな街区計画を考えているんだとか、そういったことをやってしかるべきじゃないか。いわゆるなぜ拙速にこういった提案をするのかお伺いします。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

議長、庁舎整備課長。

◎議長（赤城大地君）

遠藤庁舎整備課長。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

お答えいたします。

新庁舎の建設用地につきましては、旧厚生病院跡地ということで町として決定しまして、所有者であります県の厚生連さんと土地の使用範囲について協議をいたしました。その結果、今回の分筆線ということで土地の使用範囲の決定を受けまして、おのおの仮契約に至っているというところであります。

町としては、今回の新庁舎の敷地の使用範囲について様々な検討をして、周りの周辺の接続状況も勘案しながら、今回の協議、使用範囲の協議ということで決定したわけがありますけれども、今後につきましては、今現在、使用範囲を決定した中で、様々な建物等のレイアウト、あとは駐車場等の機能的な部分、様々今後レイアウトの検討をするというところがありますので、その部分につきましては様々な町民の検討委員会なり、あとは町民の方々の意見を十分に尊重、ご意見をお聞きしながら今後決定していきたいということで考えております。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

これは町のほうで示した配置計画に基づいて土地の区画を決めているわけです。そうすると、土地の区画が今の配置計画とは違う形でやったほうがいいのか、そういったことが出てくるわけです。いわゆる町民等のご意見を考えれば、もう少しここをこういうふうにしよとか。

例えば、今の配置計画の中で一番のネックになっているのは、やはり道路関係が、都市計画道路の牛沢線、この道路がいわゆる45度くらいの角度で入っている。それをベースにこの配置計画がつくられているわけです。それで、庁舎検討特別委員会の中で話したときに、ここを五差路にしろという私も提案したりして、またそこでもいろんな提案があって結論が出ていません。そして、そのときに福島県の建設技術資料か何かを出しましたけれども、いわゆるこの交差点というのは直角が望ましいと書いてあるんです、そこにね。それを是正する最大のチャンスなんです、これね、今回。

だから、それをやはり住民ともう少し町のほうでも研究して、この前議会でもいろいろやった、じゃあそのところでは時間がないから、私、五差路のやつはもう駄目だよというようなことはあったけれども、じゃあ違う提案だとか、いろんなこと。今回、建築士会のほうからの提案が出ているわけです、一つのね、団体からの。やはりそういったやつが、提案が出ている以上、そういったやつをよく議論してやるべきじゃないかと思

うんですが、いかがでしょうか。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

議長、庁舎整備課長。

◎議長（赤城大地君）

遠藤庁舎整備課長。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

お答えいたします。

新庁舎の敷地の使用範囲についてということで先ほどご説明申し上げましたが、敷地の使用範囲の関係につきましては、敷地内の通路、敷地内の道路といたしますか、その道路が周辺の道路に対してどのような形で接続するのかというようなことで様々な角度から検討を行い、現在の福島県厚生連さんとの協議で決定したというところであります。

今ほどの都市計画道路の話もありましたけども、都市計画道路に対しましては、都市計画決定をされた、県の都市計画審議会等々も踏まえて都市計画決定された道路でありますので、当然町道の部分よりは重要路線ということで認識しております。そういう部分については、やはりかなり路線変更について、路線変更についてはかなり専門的な見解と調査・研究が必要だということでもありますので、そういう部分については今回新庁舎の敷地については影響ないといえますか、検討は今のところしていないというところであります。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

そういうことを検討してやるのは、今回できる最後のチャンスなんです。だから、言っているんです。そんなことやらないと、変更できないみたいなことを言っているけども、一つ変更しようとしてやっていることが、このところは建物が大きさの面積制限があるんですよ、用途地域で。それは直すと言っているんでしょう。片方では直すと言っているんだったんなら、都市計画道路なんか、都市計画道路があつたって、じゃあ違うところに今度道路を造りましょうとか、そういうことだって可能なんです。そういうことを総合的に都市計画として考えるべきじゃないかと言っているんです。一つの提案も出てきた、それを本当に取り上げて、じゃあ今の答弁だと、そういう取り上げたやつはもう全然聞き流すというような考えなのか伺います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

いろんな考え方があろうかとは思いますが、町といたしましては、既に都市計画決定をされたものについては計画どおりに進めたいというふうに考えてございます。

そもそも都市計画道路は市街地を形成する環状線的な意味合いで、坂下町ですと東西に3本、南北に4本の道路が計画されております。よって、一般町道とは異なると思いますが、当然幹線道路という意味合いが強い部分がございますので、庁舎整備に合わせて計画どおりの整備を進めてまいる予定も組んでございますので、ここに来て都市計画道路そのものを変更する考えはございません。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

そんな、計画を100%変更しろなんて言っているんじゃない。若干そのところを変えれば、修正すれば対応できるということです。これからのまちづくりにいろいろ考えることがある。だから、それを住民といわゆる見識のある人たちとか、そういったところでもっと議論をしないかと言っているんです。する気はないんですか、する気はあるんですかということです。いかがでしょう。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

議論の場は設けたいと思いますが、私、図面を見させていただきましたけれども、最終的に鍵型になるのであれば、仮に都市計画の変更を県に申し出ても認められません。

◎議長（赤城大地君）

よろしいでしょうか。ほかにもございますか。

◎1番（高久敏明君）

議長、1番。

◎議長（赤城大地君）

1番、高久敏明君。

◎1番（高久敏明君）

今のちょっと確認なんですけど、庁舎位置が変更になるということは、やっぱりすぐ町の構造上、大きな変更だと思います。今後の、20年、30年後の話を考えると、やっ

ぱり道路網の考え方も少し変わってくるんじゃないかなというふうに考えますが、ここがいいかどうかというのは別にして、コの字がいいのか、なるから駄目だという話じゃなくて、今の考え方の道路網図を庁舎が移転してもやっぱり全く変えない、都市計画の計画はもう全く変えないということでよろしいでしょうか。それとも、何か一部見直しするような考えはあるのかどうか。都市計画マスタープランの話にもなってくるのかと思いますが、その辺ちょっとお聞かせください。

◎議長（赤城大地君）

議案が用地の取得でございますので、あまりにもそれですとお受けできませんので、ご容赦願います。また、大きく道路が関係するものですから、それについては絡めるような形で質問していただければと思います。

◎1番（高久敏明君）

議長、1番。

◎議長（赤城大地君）

1番、高久敏明君。

◎1番（高久敏明君）

それでは、最終的にはその敷地内に都市計の道路を設定するというはもうあり得ないというふうな考えでよろしいでしょうか。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

現時点では、新市庁舎建設予定地内に都市計画道路を造る計画は持ってございません。

◎議長（赤城大地君）

よろしいでしょうか。ほかございますか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

財産の取得についてですけれども、これが地番が確定して、がんじがらめに決まったこの土地で、例えば、これから住民と協議をしていって、例えば、今、建築士会の提案があったりして、あ、なるほど、そういったこともいろいろ協議しながら少しいろいろ手を加えたりなんざりしたときに、この用地取得の部分が変わったとき、そういったこと

は対応できるのかお伺いしておきます。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

議長、庁舎整備課長。

◎議長（赤城大地君）

遠藤庁舎整備課長。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

町としましては、福島県厚生連さんと今協議を行ったこの敷地の境界線ということで、今、仮契約を結んでおりますので、今後につきましてもこの敷地の中でレイアウトについては考えていきたいということで考えております。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

ちょっとよく聞き取れなかったんですが、もうこの土地の形態は変えることができないというふうに理解してよろしいのか、できるということで取っていいのか、ちょっと再確認させていただきます。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

議長、庁舎整備課長。

◎議長（赤城大地君）

遠藤庁舎整備課長。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

繰り返しになりますけども、今ほど議案として提案しています財産の取得につきまして、福島県厚生連さんと協議し契約を仮契約しておりますので、今の敷地の境界線、分筆線の中で購入していきたい。今後につきましても、この敷地の中でレイアウトを考え、町民の皆様と検討していきたいというところでございます。

◎議長（赤城大地君）

よろしいでしょうか。ほかに、ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長 (赤城大地君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第70号「財産の取得について」を採決いたします。

◎10番 (五十嵐一夫君)

議長、議事進行。

◎議長 (赤城大地君)

10番、五十嵐一夫君。

◎10番 (五十嵐一夫君)

今回の財産取得については、今回の一般質問でもあったように、町民との議論を進めていくというようなところを一般質問の答弁の中でも述べていますし、度々いろんなところで話をすると、町民のいろんな議論と進めるよというようなこと、でも全然ここには来ていないわけですよ、町民との議論というのは。来ないで、もう財産取得といきなり来ている。ですから、この財産の取得については、今回継続審査として、今回は、次の議会の中、定例会の中で、またそれを審議するように進めたいと思うんですが、これに賛同する方の、動議に賛成する方を求めます。

◎議長 (赤城大地君)

ただいま五十嵐一夫君より動議が提出されております。本案について継続としてはいかがかという動議でございますが、これに賛同する方、起立を願います。

(賛同者起立)

◎議長 (赤城大地君)

起立が二人以上ございますので、暫時休議いたします。 (午前10時43分)

(休議)

◎議長 (赤城大地君)

それでは再開いたします。 (午前10時44分)

ただいま五十嵐一夫君より動議が上がり、動議が成立いたしましたのでお諮りいたします。

本案について委員会付託とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

◎議長（赤城大地君）

起立少数であります。

◎6番（小畑博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畑博司君。

◎6番（小畑博司君）

我が町の議会は委員会付託、請願等についてしておりますけれども、再度その結果について、本会議で諮るという形を取っていると思いますが、その点については変わりないのかどうか確認したいと思います。

◎議長（赤城大地君）

暫時休議いたします。

（午前10時45分）

（休議）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

（午前10時47分）

これより、議案第70号「財産の取得について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（赤城大地君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第71号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第10、議案第71号「令和7年度会津坂下町一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

6ページ、歳出、2款総務費、1項総務管理費の中の一番上に書いてあります報酬、行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会委員の4万8,000円があるんですが、これはこういった審査する事項があったから開催されたのか、何かがあったのか、お伺いいたします。

◎総務課長（佐藤秀一君）

議長、総務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤秀一君）

議員おただしのお通り、そういう開催しなければならない事案が発生したということでもあります。

事案の内容につきましては、昨年12月25日から子ども基本計画の策定に当たりまして、パブリックコメントを実施しております。その中でパブリックコメントが1件寄せられていたんですが、それがパブリックコメントの受付期間を終了したものだということ、これは子ども課のほうになるんですが、この意見は採択をしなかったということに対して審査請求が出されております。意見を採択すべきだろうということで、行政不服審査法に基づく審査請求がなされております。

こちらの審査請求のしるしとしては、まず処分庁である教育委員会から弁明書が提出されまして、それに対する反論書が請求人から出されると。その請求に弁明書と請求書に基づいて、職員3名による審議会を法律に基づいて開催するんですが、最終的な決定が審議会ということではなく、審議会の意見を審査請求人に通知はするんですが、最終的には行政不服審査法に基づく審査会に諮問しなければならないというふうにならざるを得ないので、こちらにかかる委員報酬5名分、3回分の審査会の費用、報酬を今回計上してございます。

◎議長（赤城大地君）

よろしいでしょうか。ほかにございますか。

◎6番（小畑博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畑博司君。

◎6番（小畑博司君）

歳入・歳出両方にあるんですが、宇内の仲子山ため池の関係についてあんまり承知していなかったものですから、状況等についてちょっとご説明いただきたいと思います。

◎産業課長（渡部 聡君）

議長、産業課長。

◎議長（赤城大地君）

渡部産業課長。

◎産業課長（渡部 聡君）

ご説明申し上げます。

令和7年度、宇内にあります仲子山ため池廃止工事に係ります測量設計業務の委託ということで予定をしておりましたが、昨年度から県を通して国のほうに要望しておったんですけれども、国のほうで予算の範囲内の中で、全国的に採択をしていく中で、やはり緊急性が高いものから採択をしていくというような状況にありまして、今回予定をしてあったんですけれども採択にならなかったということで、予算のほうを歳入・歳出ともに下ろさせていただいたという中身でございます。

◎議長（赤城大地君）

よろしいでしょうか。ほかにごございますか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

9ページの6款農林水産費について、繰出金、畜産業費についてお伺いします。

繰出金2,000円、高齢者等肉用雌牛飼育事業基金なんですが、僅か2,000円なんですけれども、基金に2,000円くらい積んだって大したお金もないと思うんですけれども、こういったことを会計上しなくちゃいけないのか。また、この高齢者等肉用、この基金というのは、基金として必要な基金なのか。そんなに大きな会計でもないので、そういったことを併せてお伺いします。

◎政策財務課長（長谷川裕一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（赤城大地君）

長谷川政策財務課長。

◎政策財務課長（長谷川裕一君）

おただしのございました高齢者等肉牛の飼育事業基金ということでございます。一応申し上げておきますと、基金の残高は114万3,000円ございまして、今回ご説明のとおり、金利の引上げがあったために2,000円増額。これはやはりそこで生み出されたものですので、基金に繰出し、積立をするしかないという処分方法しかないということでございますので、そういったお金の動きについてはご理解いただきたいというふうに思います。

◎議長（赤城大地君）

よろしいでしょうか。ほかにございますか。

◎産業課長（渡部 聡君）

議長、産業課長。

◎議長（赤城大地君）

渡部産業課長。

◎産業課長（渡部 聡君）

この基金の中身でございますけれども、かなり前に町のほうでこの基金をつくりまして、雌牛の貸出しをしていたと。畜産農家さんのほうに貸出しをしていたと。それで、その雌牛が畜産農家さんのちょっと事情もあって死亡させてしまったということで、貸出しをしているので、その雌牛に対する賠償金ということで、弁償金ということで、これを毎月お返しただいていて、それを積んでいる基金でございます。

◎議長（赤城大地君）

よろしいでしょうか。ほかにございますか。

◎13番（山口 享君）

議長、13番。

◎議長（赤城大地君）

13番、山口 享君。

◎13番（山口 享君）

10ページ、土木費について伺います。

これは今回の議案にもあります損害賠償に合わせて特殊清掃のことだと理解していますが、特殊清掃ですから安易に孤独死かなというものを想像できます。それと別にまた7号棟ですけども、先月、古坂下住宅においてもやっぱり孤独死が発生したという事案も聞いておりますので、坂下町は孤独死に対してどのような対策を取って、今後どのような考え方でやっていくのかということのかちょっと示していただきたいと思えます。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

近年、高齢化で町営住宅に入居されている方も独居老人の方が増えてきているのは事実でございます。一般的にやはり近所の方々からここ数週間姿が見えないなどの連絡が入りますと、基本的に警察の立会いを求めて、担当職員が部屋の鍵を開けて確認をするというような流れになってございます。

議員おただしのように、古町川尻7号棟の後に台ノ下でも孤独死が発生してございま

した。これはもうひと月以上経過したというような状況でございましたけれども、今後このようなことが増えるだろうという想定はしてございますので、やはり住宅管理者としても定期的に安否確認を兼ねて、月に1回程度はやはり連絡を入れる、もしくは現場に出向いて確認をするようなことも今後必要ではなかろうかなというふうに考えているところでございます。

◎議長（赤城大地君）

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第71号「令和7年度会津坂下町一般会計補正予算（第7号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（赤城大地君）

休憩のため休議といたします。

再開を11時10分といたします。

（午前10時58分）

（休議）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

（午前11時10分）

◎議案第72号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第11、議案第72号「令和7年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第72号「令和7年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第3号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第73号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第12、議案第73号「令和7年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより、議案73号「令和7年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第3号）」を採決いたします。
この採決は起立をもって行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第74号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第13、議案第74号「令和7年度会津坂下町下水道事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。
説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第74号「令和7年度会津坂下町下水道事業会計補正予算（第3号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎陳情第1号の報告・質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第14、文教厚生常任委員会に付託しておりました陳情第1号「物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書の提出について」を議題といたします。

議題とした陳情の審査経過及び結果について、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

◎4番（物江政博君）

議長、4番。

◎議長（赤城大地君）

4番、物江政博文教厚生常任委員会委員長。

◎4番（物江政博君）（登壇）

陳情第1号「物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書の提出について」。

本委員会に付託された上記請願について審査の結果、採択すべきものと決定したことを報告します。

令和7年12月12日、文教厚生常任委員会委員長 物江政博。

会津坂下町議会議長 赤城大地様。

賛成理由として出ましたのが、委員の中で出ましたのは、13年間の間で8.6%の年金が減額になっている。これから高齢者が多くなる中で、やっぱり最低の生活が必要じゃないかというふうな意見を基に上げるのは当たり前でしょというようなことでした。

あとは数字的なものを書いてあるんですけども、その内容はとにかく信用してというようなことも前置きにされております。全員、これからの高齢者、そして若者に対しても、やはり物価上昇に関して基礎年金を上げるのは当たり前だというのが主な理由でした。

以上です。

◎議長（赤城大地君）

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

陳情第1号について質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論・採決に入ります。陳情第1号について討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第1号「物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書の提出について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

陳情第1号に対する委員長報告は採択であります。この陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長(赤城大地君)

起立全員であります。

よって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択することに決定されました。

◎発委第11号の説明・質疑・討論・採決

◎議長(赤城大地君)

日程第15、発委第11号「物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書の提出について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

◎4番(物江政博君)

議長、4番。

◎議長(赤城大地君)

4番、物江政博君。

◎4番(物江政博君) (登壇)

「物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書(案)」。

厚生労働省は、2025年度の年金額改定は物価変動率がプラス2.7%、名目賃金変動率がプラス2.3%として、物価と賃金がともにプラスで、賃金が物価を下回るため、67歳以下の改定率、68歳以上の改定率ともに名目賃金変動率の2.3%を適用しました。

しかし、重大なことは、3年連続してマクロ経済スライドを適用し、2025年度の調整（削減）分0.4%を削減したことです。67歳以下、68歳以上の改定者ともに1.9%のプラス改定になりましたが、物価との関係で見れば、実質的には0.8%の減額となります。実に第二次安倍政権以降の13年間で公的年金は実質8.6%の減額となります。

この間、消費税は5%から10%へと2倍となり、75歳以上の医療費窓口負担は2倍に、介護保険料や国保料の値上げなど社会保険料が増え、物価高騰などもあり年金生活者の実質可処分所得は大きく目減りしています。

この結果、働かざるを得ない高齢者が増大し、医療費や食費すら削らざるを得ないなど、基本的人権すら守られない事態となっています。高齢者世帯の3分の2は、公的年金が家計収入の全てです。年金額が、所得と家計消費に占める割合の高い自治体も多く、年金支給額の削減は受給者の購買力を低下させており、地域経済への影響も大きくなっています。年金額の引上げは生産と流通を活性化させ、広く地域経済に好影響を及ぼします。年金受給者の生活悪化など危機的状況を受けて、厚生労働省も基礎年金改善の検討を始めています。

よって、高齢者も若者も安心して暮らしていけるように、次の事項について意見書を提出します。

記。

1、若者も高齢者も安心して老後を暮らせるように、物価上昇に見合う老齢基礎年金等の支給額の改善をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年12月12日、会津坂下町議会議長 赤城大地。

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・財務大臣・厚生労働大臣宛。

◎議長（赤城大地君）

これより質疑に入ります。

発委第11号「物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書の提出について」質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論・採決に入ります。

発委第11号「物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書の提出について」討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、発委第11号「物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書の提出について」採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎継続調査の申出

◎議長（赤城大地君）

日程第16、継続調査の申出を議題といたします。

総務産業建設常任委員会、文教厚生常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定により、議会閉会中の継続調査の申出があります。

申出書の朗読を省略し、お諮りいたします。

各委員会委員長から申出のとおり、議会閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

ご異議ないものと認めます。

よって、各委員会委員長から申出のとおり、議会閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

◎追加日程の申出

◎議長（赤城大地君）

ここで、五十嵐一夫君から議会改革特別委員会委員を辞任したいとの申出が提出されております。

お諮りいたします。

五十嵐一夫君の議会改革特別委員会委員の辞任について、日程に追加し、追加日程として議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

ご異議ないものと認めます。

よって、五十嵐一夫君の議会改革特別委員会の委員の辞任についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎議会改革特別委員会委員の辞任について

◎議長（赤城大地君）

追加日程、五十嵐一夫君の議会改革特別委員会の委員会委員の辞任についてを議題といたします。

五十嵐一夫君の説明を求めます。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）（登壇）

10番、五十嵐一夫であります。

議会改革特別委員会委員辞任届。

私は議会改革特別委員会委員の任を辞したいので届けます。

理由として、6月議会で小畑議員への議会選出監査委員の辞職勧告決議案は、議会としての判断が既に示されております。よって、私、五十嵐一夫と酒井育子議員への問責決議案は提出すべきでない。これは議会の常道であります。問責決議案が採択されたが、私と酒井育子議員への問責決議案、それが採決されたが、議論、意見も当事者以外ないような議会であっていいのだろうか疑問に満ちている。議会及び議員としての資質の向上、議会の活性化を図れない、議論しない委員会に所属しての議員の任を全うできない。よって委員の任を辞するものである。

以上です。

◎議長（赤城大地君）

暫時休議いたします。

（午前11時24分）

（休議）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

（午前11時25分）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

◎8番（五十嵐正康君）

議長、8番。

◎議長（赤城大地君）

8番、五十嵐正康君。

◎8番（五十嵐正康君）

まず、一つお聞きします。

議会改革特別委員会を辞任したいという理由が、議会改革特別委員会の中で、その問責の件について、公正か、適切でなかったかということ議論しなかったというような部分があったんでございますけども、本来その件につきまして、特別委員会の中で議論すべき内容なんであるかということの認識はいかがですか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

これについては、議会改革特別委員会では審議する時間はありませんでした。

それで、いわゆるこういった事例が、いわゆる名称的に議会改革特別委員会という大変ふさわしい名称の委員会があるものですから、こういったことをこちらのほうでいわゆる議論をしてほしいというようなことを付け加えて、私は辞任をするということでございます。

◎8番（五十嵐正康君）

議長、8番。

◎議長（赤城大地君）

8番、五十嵐正康君。

◎8番（五十嵐正康君）

議会改革特別委員会というのは、今回の構成の中では、そういった過程については、やるというようなスタンスではなくて、議会のこれからの在り方について、みんなで、議員全員で案を出しながら、よりよい方向に持っていこうというような内容の検討、内容をするというふうなことで、五十嵐一夫君議員がおっしゃっているような内容につきましては、例えば、議運でもう一回検証してくれだとか、本当に必要であれば、手続上どうか分かりませんが、第三者委員会的なものでこれが本当に公正であったかということを検証するというような申出が最初にあるべきだというふうに思うんですけども、私はこの委員会、特別委員会の中で、自分の意見を、自分のことについて議論をされなかったから抜けるということは、我々議員が皆さん思っている議会をよくするために、議会を改革するための話合いに私は入りませんよ、これからは拒否しますよということと同じことなんだというふうに思いますけれども、その辺はいかがですか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

それはいわゆる議会改革特別委員会という改革という委員会があるわけですから、名称として大変ふさわしい。それは、あとこういった辞任届が出たならば、議長のほうでそれがこの議会改革委員会で話し合うべきか、議会運営委員会で話をすべきかは、議長のほうで諮っていただく。私は議会改革委員会という名称が非常にふさわしいところがあるからそこで議論をしていただきたい。それで、その議論が結論が出たならば、私が復帰することもあり得ると思います。その中でやっぱりやっていただきたいということをお願い出るものでございます。

◎8番（五十嵐正康君）

議長、8番。

◎議長（赤城大地君）

ちょっと待ってくださいね。続き。

8番、五十嵐正康君。

◎8番（五十嵐正康君）

名称がふさわしいからそこでやっていただきたいというふうにおっしゃっていますけれども、基本的にもともとそこにやるべきような内容ではないというふうにして皆さん認識しているから議論しなかったという部分ですので、明らかに個人の勘違いが私はそこに入っているのではないかと思いますよ。

ですので、抜けないで、皆さんで議論しながら、別の方法論として、それが本当に正しかったかどうかということを探るのが議員としてのあるべき姿ではないでしょうか。しかも、長老で先輩議員であるわけですから、その辺は範を見せていただきたいというふうに思います。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

模範を示したつもりですので、私はやはりそういった議会改革検討特別委員会というのは、議長の諮問事項をやる場所ではありますけれども、いわゆる委員長名でこういった事例が出たなら、ふさわしい委員会としてその中で議論すべきかなということで提案したものであります。

◎5番（横山智代君）

議長、5番。

◎議長（赤城大地君）

5番、横山智代君。

◎5番（横山智代君）

私が議会改革特別委員会のこのたび委員長ですけれども、この議会改革検討委員会は、このたびは議長の諮問事項ということを前提に開かれた委員会だと私は思っています。常にこの議会改革検討委員会があるのであればまた違うのかもしれませんが、今回は議長からの諮問事項を皆さんで審議するというで開かれた検討委員会ですし、先ほど来、五十嵐正康議員がおっしゃるように議会改革検討委員会の中身としてこれを議題に上げるべきものではないと思います。

それと、このたび議会改革検討委員会が開催されましたが、この申出によって議会改革検討委員会の委員を辞するという前提で欠席されたのでしょうか。それについて欠席の届けも出ていませんでしたので、それについてもご説明いただきたいと思います。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

私は10月10日付でこの文書を提出しております。臨時議会があったんです。臨時議会でも対応できるわけだったんです。それをしなかったのは、議会のいわゆる内部の手続がきちんとされなかったということです。私はもう既に2か月前に出していますから、それに従っただけです。やらなかったのは議会がそれをきちんとやらなかった、怠っていたということでございます。

◎5番（横山智代君）

議長、5番。

◎議長（赤城大地君）

5番、横山智代君。

◎5番（横山智代君）

10月に確かに届けを出されておりますが、これは議長預かりということで議会全体にも示していなかったものです。これはそういった10月に出したからその時点でもう辞めたものというような扱いになることはいかがなものでしょうか。私はおかしいと思うんですけど。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長預かりかどうかは私の知るところではありません。私は提出して2か月も出したんなら、もうたっているのであれば、当然それは受け入れられているというふうに理解をしております。

今のままでおっしゃるんだったら反問権を使わせてください。議長預かりでずっと、じゃあそのままでいたらいつまでも続くのかということですよ。あなたはどうか考えるんですか。

◎5番（横山智代君）

議長、5番。

◎議長（赤城大地君）

5番、横山智代君。

◎5番（横山智代君）

議長預かりというよりも議題としてちゃんと受け取った、議題というか委員会として、確かに委員長と、それから議長宛てにこの最初の辞するというのをいただきましたけれども、それについて討議するというよりも、ご本人の意見もちゃんとお聞きしていないので、ただ紙で出されただけではやっぱりそれは受け入れるということにはならないんじゃないかと思うんですけれどもいかがなんでしょうか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

反問権を使わせてください。

私は議長と委員長宛てに提出しているんです。それは預かりとか、そういったことも何も判断しないで、私に通知もしないで無断欠席届だと。それは言語道断ですよ。そう思いませんか。私はもう既にきちんとした手続を出している。そんなに無断欠席と言うなら、問責決議案とかいろいろ出してみたらいかがですか。いかがですか。

◎8番（五十嵐正康君）

議長、8番。

◎議長（赤城大地君）

8番、五十嵐正康君。

◎8番（五十嵐正康君）

一つ確認します。その件について議論してほしいというような要望書が10日に出たと、

出したとおっしゃっています。そして、同じ日付で辞任届も出ているんですよね、それがやっていないからという理由で。その時差、結局それは一緒に議長宛てに出されたんですか。議長に確認します。それとも時間差で、例えば、やらなかったからということで出されたんですか。同時ですか。

◎議長（赤城大地君）

議長への質問はできないことになっておりますので、受け付けられません。

◎8番（五十嵐正康君）

議長、8番。

◎議長（赤城大地君）

8番、五十嵐正康君。

◎8番（五十嵐正康君）

委員長に確認します。その辺の時系列的な部分はいかがですか。

◎5番（横山智代君）

議長、5番。

◎議長（赤城大地君）

5番、横山智代君。

◎5番（横山智代君）

同時に提出されたものであります。

◎8番（五十嵐正康君）

議長、8番。

◎議長（赤城大地君）

8番、五十嵐正康君。

◎8番（五十嵐正康君）

同時ということは、最初からやらないことを前提にということですね。開く猶予も与えないで、やらないから辞めるというふうにして辞任した要求ですよね。それはおかしいですよね。おかしくありませんか。どうですか。ご本人。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

私は10月10日に提出しているんですよ。今日はいつですか。12月12日、もう2か月でしょう。こんなに放っておきますか。それで臨時会というのがあったんですよね、11月に。

臨時会の中で処理できるんですよ。それが議会じゃないですか。

◎ 8 番（五十嵐正康君）

議長、8 番。

◎議長（赤城大地君）

8 番、五十嵐正康君。

◎ 8 番（五十嵐正康君）

先ほどから何度も言うように、この件について特別委員会の中で話すべきことではないというような判断で話さなかったというふうに判断すれば、当然それは何の問題もないですよ。五十嵐一夫議員の、一人で考えて、勘違いで何かそう思ったということなんでしょうけども、何で逆に開かれなかった理由を、開かない、審議しなかった理由をお聞きになりましたか、その間。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

提出したのであり、それは私のほうから言うべきでなく、議長なり、委員長のほうから私に対してどうでしょうかというふうに聞くのが筋じゃないでしょうか。

◎ 1 番（高久敏明君）

議長、1 番。

◎議長（赤城大地君）

1 番、高久敏明君。

◎ 1 番（高久敏明君）

私は、先輩議員として非常に五十嵐一夫さんを尊敬している一人でございますが、本人の希望ということなので致し方ないのかなというふうには思っていました。今回の今のいろんな説明を聞きまして、やはり議会改革というのは非常に大事なところであると思うんです。五十嵐一夫さんの見識を改革委員会の中でやっぱり発揮してもらいたい。やっぱりメンバーの一員として、他人事ではなくて、例えば、委員長になるとか、そういうふうなことで、私も総務委員長の立場の中ではどういったものを議題に上げて話すかというのはもう運営側に回れば決められる立場ですので、やっぱりそういう意味では、五十嵐一夫さんの主体的に関わってくれる運営側のほうで活躍してもらいたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

ありがとうございます。どこで今この話をしようかということで、いろいろこれを、辞任届がもし正式に認められたならば、あと、これに対しての対応というのは議長がいろいろ判断すると思います。これを議会で、じゃあこれについていろいろどうだったのか検証しようというようなことであれば、議長が議運に諮るのか、または議会改革検討特別委員会に諮問するのか、それは議長のいわゆる権限でやることだと思います。

ただ、私はそういう名前がふさわしいところがあったから、議会改革検討特別委員会がよろしいのではないかとということで申し上げたことでございます。

◎1番（高久敏明君）

議長、1番。

◎議長（赤城大地君）

1番、高久敏明君。

◎1番（高久敏明君）

やはり辞めるということは、何か諦めてしまったというか、議員としての職責をやっぱり捨てたことになるんじゃないかなというふうにやっぱり思うんですが、いかが考えでしょうか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

職責は、この私の今、行動が辞任されて、そこはどっかの委員会なり、そこでいわゆる話合いがなされて、どのような結論が出るのか分かりませんが、そういったことがあった後は、これが取り除かれれば、また委員会に復職するというようなことの道筋を考えておりますけども、それを許してくれるかどうかはまた分かりません。

◎1番（高久敏明君）

議長、1番。

◎議長（赤城大地君）

1番、高久敏明君。

◎1番（高久敏明君）

職責に復帰するという考えがあるのであれば、別に休むのは勝手ですし、委員会は開かれるわけですから、そういったことで十分じゃないかと思うんですがいかがでしょうか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

問責決議案という非常に大きなことに対して責任を感じて、責任を感じろというような決議案でしたので、一つとして、責任の取り方として、そういったことを申し出たわけでございます。

◎8番（五十嵐正康君）

議長、8番。

◎議長（赤城大地君）

8番、五十嵐正康君。

◎8番（五十嵐正康君）

先ほどからお聞きしているように、辞任の理由が、ここの中で、特別委員会の中で議論がされなかったということを言っているんですね、理由が。そこに辞任するという理由が。そして、その辞任理由であるされなかった事実があっても、そのしなかった理由は、結局その委員会の中でやるべき話ではないからやらなかったということで、明らかな誤解があったわけですよ。なので、私は五十嵐一夫君議員にはこのまま特別委員会に残って我々と一緒に未来の議会のための議論をしていただきたいというふうに思いますけども、その辺いかがですか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

一つの責任のけじめとして、問責決議案というのは可決された以上、何かしら責任を取るべきじゃないかというようなことで、責任を問われたわけですから、そういった取り方を一つやったということで、それはこれからの私がいないうちに皆さんで討議していただいて結論を出していただければと存じます。

◎5番（横山智代君）

議長、5番。

◎議長（赤城大地君）

5番、横山智代君。

◎5番（横山智代君）

何か勘違いというかご自身の判断、判断というか解釈がちょっとおかしいと思うんですが、議会改革特別委員会、これは新庁舎特別委員会と同じように、ある目的を持って議長諮問によって今回つくられた委員会ですので、確かに議会改革という名前はありますが、このたびの議会改革特別委員会は、私たちが議長から出された諮問内容は、議会モニター、議会サポーターについて、そしてDX化についてなどの諮問事項を検討するという中身で始まった委員会ですので、確かに議会改革という名前はあっても、先ほど来、五十嵐議員がおっしゃるような中身については、また別の形でご自身から議長なりに諮問内容としてこういうものを付け加えてほしいとか、そういったことをおっしゃってからのほうがよかったのではないかと思うんですがいかがでしょう。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

ですから、今回の提案、私からの提案で、ここで結論をいただいて、辞任とか、あと内容についてやるとなれば、それを議長に諮問していただいて、諮問先がこの議会改革検討特別委員会になるか、あと違うところでやるのか、そういったことは議長の判断でやっていただければと。たまたまそういうふさわしい名称があったので、そのところはやっぱり議会改革としてやる所じゃないかというふうな考えでしたので、ご理解ください。

◎6番（小畑博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畑博司君。

◎6番（小畑博司君）

辞任の理由の説明の中で、問責決議があったので責任の取り方としてというのは今またありましたけど、全然説明と違うんですね。誰しもの思うと思うんですけど、特別委員会の委員を辞任したから責任を取ったという、何がどういうふうに責任を取ったかわからないですけど、誰もそんなふうには受け止められないと思います。何を思ってその言葉が次々出てくるのかよく理解できないですね。辞職勧告決議に対して問責決議が出た、これは常道ではないということで、逆に抗議して辞めるというふうにはしか受け止められないわけですよ。それを責任を取ったなんて、変な格好つけみたいな全く変わった考えだと思います。理解できないんですよ。みんなが理解できるように説明していただきたいと思います。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

反問権を行使させていただきます。

じゃあ、小畑議員は問責決議案で私に具体的に何を求めたんですか。

◎6番（小畑博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畑博司君。

◎6番（小畑博司君）

反問権というのは単に議論に反対するために議論するわけじゃない。論点を明確にするための権利なんです。主に首長対議員の間でされますけども、それを何か反問権というのは、いや、それで何言ってんだということと言う反問権じゃないんですよ。言葉が違います。

責任の取り方は明確にあるわけですよ。議員辞職するとか、特別委員会の委員を辞めるといのは、逆に言うとそれは責任の放棄であって、責任を取ったなんて誰も思わないんですよ。先輩議員、分かるでしょう。責任を取るというのはどういうことなのか。謝罪をするとか、辞めるとかあるわけですよ。それが分からないんだったら、後でじっくりこういう方法がありますよと言いますが、それが分からないわけじゃないでしょう。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

小畑議員に申し上げますけども、責任の取り方はいろいろあると思うんですよ。今言うように、議員の辞職も一つの方法ですよ、それは責任を痛感してね。それぞれにあるわけだ。その中で、いわゆる議会を改革するという諮問事項の中身と違って、名称的に議会改革検討特別委員会とは、名称として一番議会のことを改革していく、そういったことをやるべきような名称であるから、そういったところで所属しているのは私はちょっとふさわしくないというふうなことでやったわけです。

◎議長（赤城大地君）

暫時休議いたします。

（午前11時47分）

(休議)

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

(午前11時48分)

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

ちょっと地震であれだったので。本人がそういった形で一つの責任の取り方、いろいろいっぱいありますよね。役職いっぱいある人は役職いっぱいあるかもしれない。ただ、私はそういった中で、そういったところの選択をしたということですので、ご理解いただきたいということです。

◎6番（小畑博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畑博司君。

◎6番（小畑博司君）

確かにいろいろな責任の取り方があるんですけども、いろいろあって、ここら辺の課長さんがちょっと責任を取らなくちゃいけない。私は庁舎の検討委員会から抜けますと。何の責任だと。「何言ってんの、この人」と思われるだけでしょということですよ。そんなのはただ責任を放棄しただけであって、責任を取ったということと放棄は全然違うんですよ。

明らかにこれは自分なりの反省を込めて、責任を取るというのは反省を込めてですよ、責任ある部分について、私はここにとっても就いていられないというようなことで辞任するということだったら、あ、そうかというふうに納得する部分があるんですよ。議会改革検討委員会は、五十嵐一夫議員そのものが日頃言っていました。議会改革なんていうのは検討委員会でやるものじゃない。個人が、個人個人がレベルアップして、それを議会の改革につなげていけばいいんだというのが持論だったと思います。何か非常に今度は逆に議会改革検討委員会が重要なふうに認識が変わったのかどうか、お伺いしたいと思います。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

私がかねて言っていたのは、議会改革検討委員会という議会改革検討よりも議員改革検討委員会がふさわしい、議員が変われば議会も変わる、そういうふうには申しておりましたので、私はそれが持論でした。

だけれども、責任としていわゆる今回このふさわしい名称があるから、そこに私を抜きで、そして、あとはそこに所属している今回該当しなかった方たちでいろいろ話してやってほしいというような願いを込めて、私は辞職願を出したものであります。そういったことで、あとは皆さんが、今私といろいろやりましたけども、もう大体質疑も押し問答になってしまいます。皆さんが、あとはこれから私が退席した後に、討論とか、そういったことがありますから、そういったことで皆さんがいろいろ申し上げて議決をいただければと存じます。

◎8番（五十嵐正康君）

議長、8番。

◎議長（赤城大地君）

8番、五十嵐正康君。

◎8番（五十嵐正康君）

最後に、誤解と意見の溝は埋まらないようですので、一つだけ私は後輩議員として一つだけ確認させてください。

万が一、この中で一夫議員の辞任、恐らく議案として出されていますので、賛否を問うというような形で議決されるんだというふうに思いますけれども、五十嵐一夫議員の辞職を認めないというようなことで結論が出た場合は、今までどおり我々と一緒に委員会の中で、特別委員会の中で議論をしていただけるということで確認してよろしいでしょうか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

そうならざるを得ないのか、または抗議して欠席するのか、いろんな選択があると思いますので、私、この場でどんな選択をするかというのはなかなかちょっと申し上げにくいので、ご理解いただきたいと存じます。

◎議長（赤城大地君）

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。
地方自治法第117条の規定により、五十嵐一夫君の退席を求めます。

◎議長（赤城大地君）

これより討論に入ります。討論はありませんか。よろしいでしょうか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。討論を終結いたします。
これより本件を採決いたします。
この採決は起立をもって行います。
本件に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立少数）

◎議長（赤城大地君）

起立少数であります。
よって、本件は否決されました。
五十嵐一夫君の退席を解きます。

◎議長（赤城大地君）

五十嵐一夫君に申し上げます。
五十嵐一夫君の議会改革特別委員会委員の辞任は否決されました。
以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

◎町長の挨拶

◎議長（赤城大地君）

町長より挨拶の申出がありますので、これを許可いたします。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（赤城大地君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

一言ご挨拶を申し上げます。

本日、第4回定例会が閉会されるに当たり、御礼を兼ねまして一言ご挨拶を申し上げ

ます。

12月4日から本日までの9日間、議員の皆様方には、真剣かつ慎重にご審議を賜り、本日を迎えることができました。また、本定例会に提出いたしました条例の制定及び一部改正、賠償金の額の確定や財産の取得、一般会計並びに各特別会計の補正予算の計12件の議案につきまして、原案のとおり議決を賜りまして、心より感謝申し上げます。

本会議中に議員の皆様から寄せられました貴重なご意見、ご提言は町民の声と受け止め、早期に実施可能な取組につきましては、速やかに着手し、住民サービスの向上に努めてまいります。

また、新庁舎建設の基本計画や、それに合わせた地域振興施設の整備などについて、今後より具体的なものに練り上げてまいります。新庁舎建設をはじめとしたこれらの事業は数十年に1度の大事業でございますので、町全体で一丸となって取り組み、活気あふれる会津坂下町の将来像を描いていきたいと考えております。

最後になりましたが、町政進展に向けた議員皆様方の日頃からのご支援に改めて感謝と御礼を申し上げ、閉会に当たりましての挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

◎議長（赤城大地君）

これをもちまして、令和7年第4回会津坂下町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前11時57分）

◎書記（松本 功君）

事務局より申し上げます。

ただちに議員のみによる議会運営委員会を中会議室において開催します。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年12月12日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員